◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第378号（H28.11.25）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝7件（11月18日～11月24日分）
(1)乗合バスの車内事故①
(2)福祉タクシーの鉄道車両との衝突事故
(3)法人タクシーの死傷事故
(4)法人タクシーの転落事故
(5)乗合バスの車内事故②
(6)トラックの酒気帯び衝突事故①
(7)トラックの酒気帯び衝突事故②
2.貸切バス事業者に対する監査・処分の実効性の向上について【一部追加】
3.貸切バスの安心・安全な運行のため、運転者への指導・監督を強化します
4.貸切バスの安心・安全な運行のため、制度改正します
5.事業用自動車の運転者等の覚醒剤等の使用禁止の徹底について
6.乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について
7.ホイール・ボルト折損による大型自動車等の車輪の脱落事故防止について
8.貸切バスの事故防止講習会の開催について（関東運輸局発）
9.「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」等の一部改正について
10. 第1回荷主との連携や事業の共同化等による生産性向上方策に関するガイドライン策定ワーキンググループの結果概要について

◇◇◇

く福祉タクシーが空車で運行中、列車と衝突した。
事故は、踏切で警報機が鳴ったが、タクシーがそのまま踏切に進入したため、遮断機が下がり立ち往生したことで発生した模様。
この事故により、タクシーの運転者と列車の乗客1名が軽傷を負った。

(3)法人タクシーの死傷事故
11月21日（月）午後0時00分頃、新潟県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。
現場は片側1車線の見通しの良い直線道路で、歩道と車道が段差で分けられていたが、歩行者は車道にいてはねられた模様。

(4)法人タクシーの転落事故
11月23日（水）午前3時13分頃、青森県の国道において、乗客6名を乗せた法人タクシー（ジャンボタクシー）が運行中、道路右側の路外に転落（落差約1メートル）した。
この事故による負傷者はなし。
事故当時の天候は雪で、路面は凍結状態であった模様。

(5)乗合バスの車内事故②
11月24日（木）午前9時10分頃、神奈川県の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客６名を乗せ運行中、赤信号で停車後、青信号に従い発進したところ、車内で乗客が転倒した。
この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。
乗客は、信号待ちの際にズボンの裾を直そうと立ち上がり前屈みになり、バスが発進する際の揺れで転倒した模様。

(6)トラックの酒気帯び衝突事故①
11月19日（土）午前10時30分頃、静岡県の国道において、同県に営業所を置くトラックが運行中、信号待ちで停車していた軽自動車に追突した。
この事故により、軽自動車に乗っていた2名が軽傷を負った。
当該トラックの運転者は、事故後の飲酒検査において呼気からアルコールが検出されたたため現行犯逮捕された模様。

(7)トラックの酒気帯び衝突事故②
11月24日（木）午前8時00分頃、富山県の市道において、石川県に営業所を置くトラックが運行中、信号待ちで停車していた軽自動車に追突した。
この事故により、軽自動車の運転者が軽傷を負った。
当該トラックの運転者は、事故後の飲酒検査において呼気からアルコールが検出されたたため現行犯逮捕された模様。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

上記7件の死傷者数計：死亡1名、重傷2名、軽傷5名（速報値）

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

◇◇◇

【2.貸切バス事業者に対する監査・処分の実効性の向上について】

（配信日：H28.11.18）（一部追加）

国土交通省では、貸切バス事業者への監査基本方針と行政処分基準に関係する通達改正を行います。（平成28年12月1日から施行）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/notice-transmittal.pdf

（主な内容）

・街頭監査実施中に法令違反を確認した場合、改善されるまでは運行させません。

・営業所での監査中に違反を確認した場合、改善を確認するための監査を30日以内に行います。

　改善できていなければ3日間の事業停止とし、さらに改めて30日以内に監査を行い、改善できていなければ許可取消とします。

・営業所での監査結果に基づき、バス車両の使用停止という行政処分がありますが、営業所で保有する車両数全体の8割を使用停止させます。

・輸送の安全に特に関係する「過労運転」「健康診断」「指導監督」「点呼」の違反を中心に、バス車両の使用停止のベースとなる処分日車数を引き上げます。

本年1月の軽井沢スキーバス事故を受けて設置された「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において6月3日に「総合的な対策」が取りまとめられました。

これを受け、本格的なスキーシーズンを迎える前に、悲惨な事故を二度と起こさないと決意し、貸切バス事業に関する監査基本方針と行政処分基準の改正を行います。法令違反を早期に是正させ、もし改まらない場合には、貸切バス事業から退場させる仕組みに改正します。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000273.html

◇◇◇

【3.貸切バスの安心・安全な運行のため、運転者への指導・監督を強化します】

（配信日：H28.11.18）

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において徹底的な再発防止策について検討が行われ、6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられました。
そのうち、初任運転者等に対する実技訓練の義務付け、ドライブレコーダーの装着、これによる映像の記録・保存等の義務付け等について、以下の告示改正等を行います。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000272.html

◇◇◇

記

1.運転者のみならず、従業員に対して、外部の専門的機関も活用しつつ、覚醒剤等が身体に与える影響について十分理解させ、覚醒剤等の使用が輸送の安全をおびやかすことを再認識させるよう指導すること。

2.点呼時のみならず、運転者の行動や健康状態の把握を徹底し、覚醒剤の使用、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等の確認をすること。

◇◇◇

本年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」が取りまとめられ、再発防止策が順次実施されているところです。
関東運輸局では、貸切バス輸送の安全確保の徹底をより万全にするため、下記のとおり事故防止講習会を開催することとしましたので、お知らせします。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1611/1101/cs_p161101.pdf

◇◇◇

◇◇◇

寄せください。
よくある質問（配信登録の解除方法等）
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）
＊ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。
配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html　）

【参考】
＊自動車局ホームページ
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら
最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。
・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）
・フリーダイヤル受付　0120－744－960
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　03－3580－4434（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。
◆◆◆